

<パパの育休が取りやすくなるので取ってみよう！>

FPネットワーク神奈川会員 山宮達也

ママから「買い物に行ってくるから見ててね。」と言われて、おむつも替えずに本当に見ているだけのパパがいたという話を昔聞いたことがあります。今はワークライフバランスの観点から夫婦が協同で育児を行う時代になりました。

さて、2021年6月3日に育児介護休業法改正案が成立しました。改正の目的は男性の育児休業、特にニーズの高い出産直後の育児休業をより取りやすくするためのものです。今月のメルマガでは今回の改正の主なポイントと男性が現時点で育児休業を取得する場合の取得方法および育児休業取得に伴う公的支援制度を挙げてみます。

■育児介護休業法改正の主なポイント

(1) 男性の育児休業を取得しやすくするために、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができます。

① 取得の申出は休業前の2週間前までに（現行1か月前）

⇒2週間前の割と近い業務予定と照らし合わせながらの取得が可能となります。

② 分割できる回数は2回（子の出生後8週間以内）

⇒現在は8週間以内に1回となっていますが、間にはずせない業務や会議をはさんで2回取得することも可能です。

③ 休業中の就業も可（労使合意が必要）

⇒休業中の中で在宅・リモートワークを活用して定期的な締めのある業務を行うこともできます。

(2) 妊娠・出産の申出があった従業員に対して育児休業の取得意向を確認することを企業に義務化しました。

⇒より育児休業が取得しやすい環境になるように意向確認を企業に義務付けられます。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

(3) 育児休業を分割しての取得が可能（上記(1)を除く）

(1) を合わせると男性は最大 4 回の分割取得が可能となります。

⇒妻の出産直後に 4 週間取得し、出産から 8 週間経過後に実家から戻ってきた妻の育児をサポートするために 4 週間取得し、子が 1 歳前の時期に妻が会社の復職プログラム受けるのでサポートするために 4 週間取得して育児を行うなども可能になります。

(4) 育児休業取得状況の公表を義務化（常用労働者 1,000 人超の企業）

⇒企業の積極的な育児休業取得への取組意欲の高さの醸成を促進するためのものです。

(5) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上である者」を廃止しました。

⇒例えば入社してすぐに妊娠がわかった場合に、会社には育児休業制度があっても、そもそも雇用期間 1 年以上の要件が満たせずに退社せざるを得ないような人には明るい材料となります。

(6) 育児休業給付に関する所要の規定の整備 【雇用保険法】

⇒育児休業の分割取得改正に伴って必要な整備が行われる予定です。

なお、施行時期は以下のとおりです。

(2) 及び (5) : 令和 4 年 4 月 1 日、(1)、(3)、(6) : 公布日から 1 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日、(4) : 令和 5 年 4 月 1 日

※[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の概要（厚生労働省）](#) および

[男性の育児休業取得促進策等について（報告）（厚生労働省 雇用環境・均等分科会）](#) を元に作成

■現状の男性の育児休業の取得方法

(1) パパ休暇活用でパパの育児休業は 2 回取得が可能

ママの出産後 8 週間以内の期間内に、パパが育児休業を取得した場合（パパ休暇）には、特別な事情がなくても、再度、パパが育児休業を取得できます。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

たとえば、出産直後のママをサポートするために8週間以内のパパ休暇を取得し、ママが復職する前にママの職場復帰への支援で育児休業を4週間取得するような活用ができます。

(2) パパ・ママ育休プラス制度で子が1歳2か月になるまで育児休業が可能
パパとママの育児休業をうまく組み合わせることで、通常は子が1歳になるまでの育児休業を子が1歳2か月になるまでの延長取得が可能となります。例えば、出産直後にパパ休暇を8週間取得し、その後ママが育児休業を1年取得した後にパパが2か月育児休業を取得することができます。

※[パパ休暇、パパママ休暇プラス制度のリーフレット](#)（厚生労働省）より作成

■育児休業取得での公的支援制度

(1) 育児休業取得期間中は雇用保険から育児休業給付金が支給されます。
取得期間の最初の6か月間（180日）は休業前賃金の67%が支給されます。6か月経過後は50%の支給です。夫婦二人の育児休業が重なった期間でもそれぞれに支給されます。育児休業給付金は非課税扱いなので、所得税・住民税の対象になりません。

(2) 健康保険・厚生年金保険料が免除になります。
健康保険・厚生年金保険料は普段でも負担が重たく感じますが、育児休業中は免除になるので助かります。ただし、取得時期には注意が必要です。

例えば、7月1日から4週間取得した場合は、7月の社会保険料は免除になりません。これは免除の規定が「保険料が免除となるのは、育児休業開始年月日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分まで」となっていることによります。

上記の例では、7月28日が終了日になりその翌日の属する月の前月分は6月となるので結局7月の保険料は免除になりません。取得期間を7月4日から7月31日としますと終了日翌日の属する月の前月は7月となるので7月の保険料は免除になります。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

同じ取得期間でも社会保険料が免除になるのとならないのでは大きな差が出てきます。なお、育児休業中の免除期間の保険料は納めたものとして取り扱われるので65歳からの厚生年金額（報酬比例部分）にきちんと反映されます。

■まとめ

令和元年度の雇用均等基本調査では男性の育児休業取得率が7.48%（平成30年6.16%）です。過去最高になったとはいえ、諸外国と較べると低い状況です。今回の改正により男性の育児休業取得がさらにしやすくなりそうです。現行の制度を踏まえた上で、次年度以降は改正された制度の下でパパになる方はぜひ育休を取ってママを支援してあげてください。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp